

チェックリスト（外国において個人データを取り扱う場合）（法第23条、法第32条）

このチェックリストは、外国において個人データを取り扱う場合のルールを遵守しているかについて、簡易に確認するために用いることを想定したものです。もっとも、このルールを遵守しているかは個別の事情に応じて判断され、また、このチェックリストにはないチェックポイントもあります。そのため、このチェックリストは、あくまで簡易な確認のためのものとして利用し、詳細はこのチェックリストの結果を用いて専門家に相談する等をして最終的に各事業者で判断してください。

チェックポイント		データマッピング表の参照場所	
I データの個人情報該当性			
(1)	その情報が生存する個人に関する情報である。 ➤ 法人の情報、死者の情報であれば、これに該当しません。	①・⑤ (データ内容も確認する)	<input type="checkbox"/>
(2)	以下のいずれかに該当する。 ・ その情報から、特定の個人を識別することができる(特定の一人の情報であるとわかる)。 ・ その情報からは特定の個人を識別することができなくても、事業者内にある他の情報等事業者が容易に入手等できる情報と照合すると、特定の個人を識別することができる(特定の一人の情報であるとわかる)。 ・ 個人識別符号(※1)が含まれている。		<input type="checkbox"/>

上記(1)～(2)のいずれにもチェックが入る(※2)



下記(3)～(9)について確認します

II 外国において取り扱う場合該当性			
II-1 事業者内での取扱い			
(3)	外国にいる自社の従業者に対して、データの利用・アクセスを認めている。 ➤ 外国の現地事務所で勤務している従業員、役員等がこれに当たります。また、データが国内のサーバに保存されていたとしても、外国にある自社の従業員にアクセスを認めていれば、これにあたります。	⑬	<input type="checkbox"/>
(4)	利用しているクラウド事業者の本店所在地が外国にある。	⑮	<input type="checkbox"/>

	(5)	データを保存しているサーバや保存国が外国にある。	⑱・㉑	<input type="checkbox"/>
II-2 委託先（再委託先を含む）での取扱い				
	(6)	外国に本店所在地がある委託先、再委託先にデータの取扱いを委託している	㉓	<input type="checkbox"/>
	(7)	外国にいる委託先、再委託先の従業者に対して、データの利用・アクセスを認めている。	㉓	<input type="checkbox"/>
	(8)	委託先が利用しているクラウド事業者の本店所在地が外国にある。	㉓	<input type="checkbox"/>
	(9)	委託先が事業者のデータを保存しているサーバや保存国が外国にある。	㉓・㉔	<input type="checkbox"/>

上記（3）～（9）のいずれかにチェックが入る



「外国において個人データを取り扱う場合」に該当する可能性が高いです。以下のⅢのルールを遵守する必要があり、(10)と(11)の両方にチェックが入らない場合には、外国において個人データを取り扱う場合のルールを遵守できていない可能性が高いため、専門家に確認する等が必要です。

Ⅲ 外国において取り扱う場合のルール				
(10)		外的環境（外国の個人情報保護に関する制度等）を把握した上で安全管理措置を実施する。		<input type="checkbox"/>
(11)		保有個人データの公表等として、以下の事項を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。（※3） ○個人データを取り扱う外国の名称（サーバ設置国等） ○外国の制度等を把握した上で講じた安全管理措置の内容		<input type="checkbox"/>

※1 例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列等です。個人識別符号についてはガイドライン（通則編）2-2をご参照ください。

※2 外国において取り扱う場合のルールについては、個人情報のうち、一定の要件を満たした情報（個人データ）についてのみ適用されます。もっとも、個人データではない個人情報であっても、同様の取り組みをすることが望ましいため、個人データ該当性についてのチェック項目を設けていません。

※3 個人データのうち一定の要件を満たした「保有個人データ」の場合にのみ適用されます。保有個人データについてはガイドライン（通則編）2-7をご参照ください。